解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十月二十四日岡山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

岡山県津山市山北五二〇番地
津山市土地開発公社
清算人　大下　順正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道滝川市滝の川町西八丁目九二七番地二、最後の住所北海道滝川市花月町一丁目七番一九号　被相続人　亡　池田　芳治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

北海道滝川市扇町三丁目九番三四号、事務所北海道滝川市大町一丁目八番一号産経会館二階
相続財産管理人　弁護士　丸山　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市田老字向新田七五番地、最後の住所岩手県宮古市田老字向新田一八六番地　被相続人　亡　千葉　仁平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

岩手県宮古市栄町三番三五号キャトル宮古五階法テラス宮古法律事務所
相続財産管理人　弁護士　杉山　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県遠田郡美里町中埣字上原一七〇番地、最後の住所岩手県盛岡市若園町一〇番二号　被相続人　亡　黒江　康子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

岩手県盛岡市大通一丁目一番一六号　岩手教育会館五階　こずかた法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石橋　乙秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市新田町四一番地、最後の住所岩手県盛岡市新田町一番二一号　被相続人　亡　谷藤　赫子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

岩手県盛岡市大通三丁目一番六号金沢ビル三階　相続財産管理人　松下　壽夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市牛込一〇一六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長嶌松之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

事務所千葉県袖ケ浦市神納二丁目四番地三〇　相続財産管理人　進藤　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市矢田野町ホ一二九番地、最後の住所石川県小松市今江町二丁目三四三番地　被相続人　亡　彦素　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

事務所　石川県小松市小馬出町二九番地
司法書士西田事務所
相続財産管理人　司法書士　西田　岳生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市横内三六番地、最後の住所静岡県静岡市駿河区八幡四丁目一二番六号中村荘　被相続人　亡　菊川　義彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

静岡市葵区西草深町一二番一二号コワン・デュ・フォセ三階
相続財産管理人　弁護士　久保田治盈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市北山六一番地、最後の住所静岡県富士宮市大岩七五五番地の一　被相続人　亡　佐野きみ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

静岡県富宮市中央町一丁目一〇―一一富士ビル四階北
相続財産管理人　弁護士　原　孝至

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区橘三丁目一番地、最後の住所大阪府堺市南区晴美台一丁二九番一五―三〇三号　被相続人　亡　宮崎　博昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階
相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区安堂寺町二丁目一番地、最後の住所大阪府堺市東区引野町二丁九〇番地一　被相続人　亡　的場眞佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

大阪市中央区高麗橋二丁目四番四号公洋ビル七階
相続財産管理人　弁護士　松山　理香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市小倉北区金田二丁目一六九番地、最後の住所広島県東広島市西条町寺家七四一番地　被相続人　亡　田所　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

事務所広島市中区上幟町二番四四号カーサ和光八〇一
相続財産管理人　弁護士　松島　道博

第７期決算公告

平成25年11月21日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
特定目的会社オリエント・ビルファンド10号
取締役　粟国　正樹

貸借対照表の要旨（平成25年７月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	2,474,952	流動負債	7,798,389
その他の資産	264,380	固定負債	1,533
流動資産	255,470	**負債合計**	**7,799,922**
固定資産	8,910	社員資本金	△5,060,588
繰延資産	—	優先出資本金	10
		剰余金	850,000
			△5,910,598
		純資産合計	**△5,060,588**
資産合計	**2,739,333**	**負債・純資産合計**	**2,739,333**

損益計算書の要旨
（自）平成24年８月１日
（至）平成25年７月31日
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	4,253,917
営業費用	5,550,926
営業損失	1,297,008
営業外収益	53,351
営業外費用	—
経常損失	1,243,657
特別損失	1,150,797
税引前当期純損失	2,394,455
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	2,394,745
当期繰越損失	3,515,853
当期未処理損失	5,910,598

当期の会計監査人の監査報告は意見不表明となっております。